

平成27年度団体運営の基本方針

平成26年4月に発足した徳島県農業共済組合は、1本所3支所体制で、県下のNOSA I事業の普及推進に努めて参りました。この間、8月から10月にかけての台風の襲来及び12月の大雪により、水稻・園芸施設及び建物等に大きな被害が発生し、被災農家への共済金の早期支払いのため、迅速な損害評価に組織を挙げて取り組んできたところです。

一方、引受実績は、園芸施設共済及び農機具共済が前年実績を上回る中、米をはじめとする生産物価格の下落や、高齢化による離農及び後継者不足等とあいまって、その他の事業は減少傾向となっています。

平成25年7月に参加を表明したTPP交渉については、依然として不透明な部分も多く、交渉妥結に至っていません。国においては、収入保険の導入も含めてNOSA I制度の検討見直しも行われており、不確定な部分も多い中での事業推進となります。

平成27年度においては、農家組合員から関心の高い園芸施設共済及び農機具共済をはじめ、全事業の推進に引き続き取り組むとともに、制度及び団体の安定運営に向けて次の事項を実践します。

1 事業推進への取組み

- (1) 「農業共済事業推進本部」及び「支所運営協議会」で協議検討された方針に基づき、地域に密着したNOSA I事業の普及推進に努めます。
- (2) JA等の生産部会の協力を得ながら、NOSA I事業の普及推進に取り組みます。
- (3) 共済部長等で構成する基礎組織との協力態勢を構築し、NOSA I事業の普及推進を図ります。
- (4) 迅速で適正な損害評価の実施と共済金の早期支払いに努めるなど、NOSA I事業の円滑な運営に努めます。

2 損害防止事業の充実

- (1) これまでの取り組み状況等を踏まえ、地域の要望等を反映させた損害防止機器の整備に努めます。
- (2) 損害防止機器を効率的に活用するとともに、実効性の高い損害防止事業の実現に努めます。
- (3) 組合員等を対象とした研修・講習会を開催し、農産物の生産性向上への取り組みを支援します。

3 関係機関との連携強化

- (1) 徳島県・徳島地域センター・地域農業再生協議会及びJ A等との連携により、共済対象作物の作付実態を把握し、引受の適正化に努めます。
- (2) J A等や農業機械販売店等と連携し、園芸施設等の設置状況及び農業機械の販売状況等を把握し、効果的なN O S A I 事業の推進を図ります。
- (3) 家畜診療所が行う診療業務に加え、徳島県家畜保健衛生所との連携により、安定した獣医療の提供と畜産農家の生産性向上に努めます。

4 財務の健全化

- (1) 業務運営の健全化を図り効率的な予算執行に努めます。
- (2) 資金の安全で効率的な運用について、「資金運用管理委員会」の協議結果に基づき安定した財源の確保に努めます。

5 内部統制の確立

- (1) 本所・支所間及び各部署間の協力体制を強化し、組合運営の円滑化に努めます。
- (2) 業務執行状況等について組織内での情報の共有化を図り、諸課題への迅速で的確な対応ができる組織態勢の構築に努めます。
- (3) 組合運営の透明化や効率化に努め、統制のあるバランスのとれた組合運営に取り組みます。

6 法令等遵守態勢の確立

- (1) 国の「農業共済団体に対する監督指針」に基づく組織体制の強化を推進します。
- (2) 内部牽制機能が十分に発揮される態勢を構築し、不祥事等の未然防止に努め、法令遵守態勢を確立します。
- (3) 法令遵守に関する研修会を開催し、役職員の規範意識の向上に努めます。

7 広報広聴活動及び情報開示

- (1) 組合広報紙を定期的に発行し、N O S A I 事業の普及定着に努めます。
- (2) ホームページ及び広報紙等を活用し、N O S A I 事業への理解を幅広く促進するため情報開示に努めます。
- (3) 組合員からの意見要望等を積極的に聴取し、業務改善に向けた有効利用に努めます。

平成27年度 事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済										
		水稲	麦	乳用成牛	乳用子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	肉そ用の成牛他	肉そ用の子牛等他	一般馬	種豚	肉豚	乳種用雄牛	肉種用雄牛
区域内の概数	43,100	1,260,000	12,200	5,489	4,815	18,154	2,920	2,696	3,064		1,388	26,740		1
前年度引受実績	33,960	882,404	12,619	3,564	936	7,292	664	1,588	1,104		0	0		1
本年度引受計画	33,960	879,900	12,200	3,572	939	7,925	673	1,541	1,096		50	600		1
本年度予定引受率	78.8%	69.8%	100.0%	65.1%	19.5%	43.7%	23.0%	57.2%	35.8%	-	3.6%	2.2%	-	100.0%

共済目的等 項目	果樹共済				樹体	畑作物共済	園芸施設共済										任意共済		その他	備考
	うんしゅうみかん	指定かんきつ・ゆず	なし	うめ			大豆	ガラス室		プラスチックハウス							農家建物	農機具		
区域内の概数	70,419	37,700	22,800	17,860	70,419	6,300	-	111	9	6,433	1,580	480	125	228	101	167	71,600	50,225		
前年度引受実績	5,881	1,825	1,283	572	5,881	1,717	-	9	5	2,168	560	359	83	54	40	111	35,252	1,079		
本年度引受計画	6,000	1,879	1,500	521	6,000	1,700	-	9	3	2,325	566	368	108	62	43	104	36,580	1,230		
本年度予定引受率	8.5%	5.0%	6.6%	2.9%	8.5%	27.0%	-	8.1%	33.3%	36.1%	35.8%	76.7%	86.4%	27.2%	42.6%	62.3%	51.1%	2.4%		

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
農 作 物	水 稻 一 筆 方 式	879,900 a	882,404 a	5,237,000	42,314	21,157	21,157	6,650	14,507	35,664	
		27,758,000 k g	27,837,686 k g				0				
	麦	12,200 a	12,619 a	9,200	500	260	240	197	63	303	
		181,200 k g	185,649 k g				0				
	計	892,100 a	895,023 a						0		
		27,939,200 k g	28,023,335 k g	5,246,200	42,814	21,417	21,397	6,847	14,570	35,967	
家 畜	乳 用 成 牛	3,572 頭	3,564 頭	376,553	80,707	36,441	44,266	22,630	13,811	58,077	
	乳 用 子 牛 等	939	936	24,484							
	肥 育 用 成 牛	7,925	7,292	949,094	42,689	19,883	22,806	11,946	7,937	30,743	
	肥 育 用 子 牛	673	664	30,067							
	そ の 他 の 成 牛	1,541	1,588	184,430							
	そ の 他 の 子 牛 等	1,096	1,104	35,624							
	一 般 馬										
	種 豚	50	0	1,500	136	47	89	50	△ 3	86	
	肉 豚	600	0	4,800	946	378	568	473	△ 95	473	
	小 計	16,396	15,148	1,606,552	124,478	56,749	67,729	35,099	21,650	89,379	
乳 用 種 種 雄 牛	-	-	0	0	0	0	0				
肉 用 種 種 雄 牛	1	1	203	34	9	25	8	1	26		
小 計	1	1	203	34	9	25	8	1	26		
計	16,397	15,149	1,606,755	124,512	56,758	67,754	35,107	21,651	89,405		

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
果 穫	半相減収総合一般 うんしゅうみかん 災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	6,000 ^a	5,881 ^a	千円 40,000	千円 3,400	千円 1,700	千円 1,700	千円 1,800	千円 △ 100	千円 1,600	
	半相特定危険暴風雨 しな	1,879	1,825	32,880	887	443	444	384	59	503	
	全相殺減収総合 う	1,500	1,283	76,000	988	494	494	478	16	510	
	樹園地単位減収総合 う	145	145	450	50	25	25	28	△ 3	22	
		376	427	670	48	24	24	27	△ 3	21	
樹	小 計	9,900	9,561	150,000	5,373	2,686	2,687	2,717	△ 31	2,656	
樹 体	うんしゅうみかん	6,000	5,881	100,000	900	450	450	270	180	630	
	小 計	6,000	5,881	100,000	900	450	450	270	180	630	
	計	15,900	15,442	250,000	6,273	3,136	3,137	2,987	149	3,286	
畑作物	大 豆	1,700 ^a	1,717 ^a	700	70	39	31	23	16	47	
	計	1,700	1,717	700	70	39	31	23	16	47	
園 芸 施 設	ガラス室										
	I 類	- ^棟	- ^棟	-	-	-	-	-	-	-	
	II 類	9	9	50,700	68	34	34	8	26	60	
	プラスチックハウス										
	I 類	3	5	2,700	48	24	24	6	18	42	
	II 類	2,325	2,168	963,000	28,515	14,257	14,258	6,449	7,808	22,066	
	III 類	566	560	1,099,800	16,520	8,260	8,260	2,498	5,762	14,022	
	IV 類甲	368	359	998,200	10,794	5,397	5,397	1,329	4,068	9,465	
	IV 類乙	108	83	460,400	2,802	1,401	1,401	370	1,031	2,432	
V 類	62	54	288,400	1,890	945	945	217	728	1,673		
VI 類	43	40	14,000	382	191	191	121	70	261		
VII 類	104	111	32,800	304	152	152	87	65	217		
	計	3,588	3,389	3,910,000	61,323	30,661	30,662	11,085	19,576	50,238	
合 計				11,013,655	234,992	112,011	122,981	56,049	55,962	178,943	

イ 任意共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			B 再共済 掛 金	C 再共済 手数料	D 手持共済掛金 A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
共済目的											
保 險 関 係	建 物	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		総合	2,100	2,417	16,350,000	42,079	33,789	8,290	12,624	5,302	26,467
	火災	34,480	32,835	310,650,000	260,318	144,408	115,910	78,095	32,800	99,113	
	農 機 具	台	台								
	損害	1,230	1,079	2,100,000	10,854	8,054	2,800	0	0	8,054	
	計			329,100,000	313,251	186,251	127,000	90,719	38,102	133,634	
再共済割合				30%	再共済手数料率			総 合	15.50 %		
								火 災	40.50 %		

引受計画と実施方策

1 農作物共済

- (1) 水稲については地域農業再生協議会と連携し、「営農計画書及び水稲共済細目異動申告票」の一体化処理により、経営安定対策を踏まえた作付面積・転作面積を把握し、引受率の改善と事務の効率化を図る。
また、近年、増加している飼料用米のうち、引受未実施の専用品種の対象品目化への検討を進める。
- (2) 最高位の補償割合及び単位当たり共済金額の選択を推奨し、補償の充実を図る。
- (3) 水稲共済掛金等の期限内徴収を図るとともに、過年度分の未収共済掛金等も含め完全徴収に努める。
- (4) 栽培講習会を開催してN O S A I制度の説明を行い、農作物共済について農家の理解が得られるよう取り組む。
- (5) 麦についても関係機関と連携し、作付面積を把握に努め適正な引受を行う。

2 家畜共済

- (1) 関係機関と連携し、飼養農家数・頭数を的確に把握し、未加入農家の解消に努める。
また、養豚農家に対しては、豚流行性下痢（P E D）の発生リスクが高まっていることもあり、戸別訪問による積極的な制度の普及に努める。
- (2) 家畜の異動状況について現地確認を励行するとともに、個体識別システムによる情報確認により適正な引受を行う。
- (3) 家畜診療所獣医師との帯同推進により、補償割合の見直しや共済金額の増額等による補償の充実を推進する。また、子牛・胎児の引受拡大にも努める。

3 果樹共済

- (1) J A等関係機関及び生産部会との連携により、栽培農家数等の資源量を把握し、園地台帳を活用した効率的な加入推進を行う。
- (2) 農家訪問等の聞き取りを実施し、農家のニーズを把握するとともに、新たな引受方式等、ニーズの反映について検討を行う。

4 畑作物共済

J A等関係機関との連携により、作付面積を把握し、適正な引受を図るとともに引受の拡大に努める。

5 園芸施設共済

- (1) J A等関係機関との連携により、未加入者や新設棟等の情報を収集し効率的に加入推進を行う。
- (2) 生産部会への参加等、農家に制度説明できる機会を積極的に活用し、制度の周知を図るとともに新規加入者を確保する。
- (3) 制度改正（平成27年2月）により、補償内容が大幅に充実された内容について農家への説明に努め、既加入者の補償内容の見直しや新規加入者を確保する。

6 任意共済

- (1) 「おすすり金額」「総合共済推奨」などの提案型推進をすすり、農家のニーズを把握し、農家財産の補償拡充を目指す。
- (2) 共済部長の協力を求め、新規加入者の獲得及び、共済金額の増額に努める。
- (3) 加入資格を遵守し、引受の適正化を行う。
- (4) 農機具共済について、農機具販売店等からの情報収集に努め、新規購入者への引受推進を行う。
- (5) 農機具展示会等に参加するなど、直接説明できる機会を活用し、制度内容の周知に努める。
- (6) 農機具の稼働率が上がる農繁期の時期までに、早期の加入推進を実施する。

損害評価の適正化の方策

1 農作物共済

- (1) 損害評価会及び職員による見回り調査を実施し、管内の作柄及び被害状況を早期に把握する。
- (2) 悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を確認するため、定点による調査を実施する。
- (3) 損害評価について、評価日程、申告方法などを通知及び広報紙、また損害評価員を通じて組合員に周知し、被害申告漏れののないよう

徹底する。

- (4) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平適正な損害評価を実施する。
- (5) 被害の実態に応じた評価区を設定し、効率的な評価態勢を構築する。

2 家畜共済

- (1) 「家畜共済病傷事故審査会」による病傷事故診断書の内容審査を行い、審査結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど、診療業務の適正化に取り組む。
- (2) 無獣医地域での診療に支障が無いよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得ながら、県下全域での獣医療水準を確保する。
- (3) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いを実施する。

3 果樹共済

- (1) 評価会による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握する。
- (2) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価を実施する。
- (3) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに J A 等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組む。

4 畑作物共済

- (1) 損害評価会及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握し、共済金の早期支払いを実施する。
- (2) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行う。

5 園芸施設共済

- (1) 組合員からの事故発生通知の迅速化を周知徹底し、速やかな損害評価を行い、共済金の早期支払いを行う。
- (2) 本所及び各支所間の連携シミュレーションによる評価訓練を実施

し、台風等の大災害時における損害評価に備え、損害評価体制を構築する。

6 任意共済

- (1) N O S A I 全国が主催する、損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、職員の損害評価技術の向上を図り適正評価を実施する。
- (2) 組合員からの速やかな事故発生通知について周知徹底を図り、罹災確認を的確に行うことにより、共済金の早期支払いを行う。
また、農機具共済については、免責基準について組合員に周知する。
- (3) 本所及び各支所間の連携シミュレーションによる評価訓練を実施し、地震や台風等の大災害時の損害評価に備え、損害評価体制を構築する。

損害防止事業の実施方策

農業災害に対する損失補てんという本来の目的のほか、水稻の病虫害防除、家畜の疾病防止など事業ごとに幅広い損害防止活動を行う。

1 農作物共済、畑作物共済

- (1) 講習会等の開催
農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努める
- (2) 防除機の貸出 共同防除の促進
組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器（動噴）を貸出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を実施し、共同防除体制づくりを進める。
また、共同防除組織に対しては防除薬剤費用を一部助成する。
- (3) 自走式草刈り機の貸出し
自走式草刈り機（ハンマーナイフモア）を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制する。
- (4) その他水稻損害防止機器の貸出
背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、小型あぜ塗り機、土壌改良剤散布機を貸し出しする。
- (5) 情報提供
関係機関との連携を強化し、病虫害発生予察情報、高温障害予

察情報を組合員に提供して、適切な損害防止措置を講ずるよう助言する。

2 家畜共済

(1) 薬剤の配布

獣医師、組合員と協議し、疾病を防ぐための薬剤等を配布する。

(2) 畜舎消毒

職員による畜舎消毒を実施する。

(3) 特定損害防止事業

特定損害防止事業を実施し、事故低減並びに組合員の損害防止経費の軽減を図る。

3 果樹共済、園芸施設共済

(1) チッパーの貸出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉砕機（チッパー）を貸出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援する。

(2) 高圧噴霧器（動噴）の貸出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴を貸し出しする。

(3) らくはり（ハウスフィルム展張機）の貸出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「らくはり」を貸し出しする。

4 鳥獣害対策

近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成する。

執行体制の整備

1 事務執行体制の整備

(1) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年 4 回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営に万全を期するものとする。

(2) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年 2 回開催

するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務の執行について適正を期するものとする。

- (3) 業務運営上発生が見込まれるリスクを事前に把握し、リスクの回避または低減させる管理体制を構築する。
- (4) コンプライアンス改善委員会を開催し、コンプライアンス態勢を確立するための取り組みについて、必要な助言・提言を受け実施方針等を改善する。
- (5) コンプライアンス・プログラムを策定し、行程管理を行うとともに、その達成状況を検証・改善し、法令遵守態勢を確立する。
- (6) 徳島県が実施する常例検査及び監事監査の指摘事項に対する改善対応を図るとともに、監査室が実施する内部監査の結果への改善状況等を確認し、適切に業務を遂行する。
- (7) 個人情報保護に関する規則に基づく、適切で安全な管理運用により、組合が保有する個人情報の保全管理を徹底する。

2 共済部長の設置及び職務

行政における自治会等の集落単位を基本に共済部長（N O S A I 部長）を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役としてN O S A I 制度の普及推進への協力をお願いする。

3 職制及び職員の配置

- (1) 総務に関する業務は、本所総務部に処理を一元化する。また、事業に関する業務は本所事業部が統括し、支所事業課を中心とした事業推進を行うなど、部署ごとの役割を明確化し業務の効率化に取り組む。
- (2) 管理職員会議を開催し、本所・支所及び家畜診療所の課題解決に向けた検討を行い、業務改善や事業推進の効率化に積極的に取り組む。
- (3) 支所に家畜診療所詰所を併設し、組合員からの往診依頼に迅速に対応するなど、組合員サービスの向上を図る。

4 役職員研修体制及び計画

- (1) 全職員を対象とした研修会を開催し、コンプライアンスの意識高揚を図る。
- (2) 農林水産省及びN O S A I 全国主催の専門講習会、階層別研修会

等に積極的に参加し、役職員のスキルアップに努め、組織体制の強化につながる人材育成と能力の向上に取り組む。

5 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (1) 広報紙を定期的に発行し、事業推進と連動した組合情報の提供や、NOSA I制度の更なる普及定着に努め、組合員からの意見要望等を聴取する。
- (2) ホームページを活用し、事業実績・財産及び収益等の状況や損害防止機器の活用状況を掲載するなど、組合員へ情報を開示する。
また、リアルタイムの情報提供に努める。
- (3) 「農業共済新聞」の普及・定着を推進し、組合員に対して農業経営に有用情報を提供する。

6 事務機械化処理の実施方策

- (1) ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用を図る。
- (2) 個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティ対策を構築し、情報管理体制を強化する。
- (3) 日報管理システム及び役職員管理システムのオプション開発により、業務の効率化を図る。

7 予算統制の方策

- (1) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、理事会の意向を予算執行に反映させるとともに、経費節減に努める等、効率的な予算の執行を行う。
- (2) 積立金等の運用について基本方針を理事会で定め、その方針に基づく運用状況について理事会に報告する。
- (3) 理事会で定められた基本方針に基づき、資金運用管理委員会で協議の上、安全で安定した利息収入の確保と資産の保全に努める。